

災害派遣手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月6日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第41号

災害派遣手当等に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当等に関する規則（平成7年佐賀県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「条例」という。）第17条の5の規定に基づき、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>の額及び支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(災害派遣手当等の額等)</p> <p>第2条 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>の額は、条例第17条の5第1項及び第2項に規定する職員（以下「派遣職員」という。）が県の区域に滞在した期間及び施設の利用区分に応じ、別表に掲げる額とする。</p> <p>2 略</p> <p>(災害派遣手当等の支給方法)</p> <p>第3条 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>は、一の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給定日に支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、派遣職員の派遣期間が終了した場合又は派遣職員が本県職員としての身分を失った場合は、その際災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を支給する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「条例」という。）第17条の5の規定に基づき、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>の額及び支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(災害派遣手当等の額等)</p> <p>第2条 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>の額は、条例第17条の5第1項から第3項までに規定する職員（以下「派遣職員」という。）が県の区域に滞在した期間及び施設の利用区分に応じ、別表に掲げる額とする。</p> <p>2 略</p> <p>(災害派遣手当等の支給方法)</p> <p>第3条 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>は、一の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給定日に支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、派遣職員の派遣期間が終了した場合又は派遣職員が本県職員としての身分を失った場合は、その際災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を支給する。</p>

附 則

この規則は、佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（令和5年佐賀県条例第27号）の施行の日から施行する。